

施設の分煙状況に関する 実態調査報告書



平成 16 年 3 月

沖縄県福祉保健部健康増進課

分煙に関する実態調査報告

調査の概要

1 調査目的

健康増進法が施行され、学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁、飲食店その他多数の者が利用する施設を管理する者に対して受動喫煙防止対策を講じることが努力義務課されています。

さて、本県では、健康寿命の延伸、壮年期死亡の減少などを目的として、健康づくりの指針となる「健康おきなわ 2010」を平成 14 年 1 月に策定いたしました。そのなかで「受動喫煙の害を減らす」方策の一つとして、「公共施設における喫煙制限の増加」を挙げて取り組んでおりますがこの度、県内公共施設の分煙状況を把握し、今後の分煙、禁煙推進のための基礎資料とする。

2 実施主体

沖縄県

3 調査票

別紙参照

4 調査対象

沖縄県内の公共施設、公共の場所等 1,178 件を対象とする

5 調査方法

自記式調査票（別紙参照）郵送にて配布、郵送、FAXにて回収する

6 調査期間

平成 16 年 1 月 20 日から年 2 月 20 日

7 調査項目

- ・ 施設の種類
- ・ 施設では、現在どのような分煙対策が行われていますか。
- ・ 施設で用いられている分煙機器について
- ・ 分煙対策について、訪問（来客）者にわかるように表示していますか。
- ・ 分煙対策を進めていく上で、困難となっていることは何ですか？
- ・ 施設で、たばこを販売（自動販売機等）していますか。
- ・ 健康増進法において「受動喫煙を防止する」と定められていることを知っていますか。
- ・ 今後どのように分煙対策を進めていく予定ですか。
- ・ たばこに関する検討委員会又は分煙について検討されていますか。
- ・ 分煙以外のたばこ対策を進める例がありましたら、ご紹介下さい。

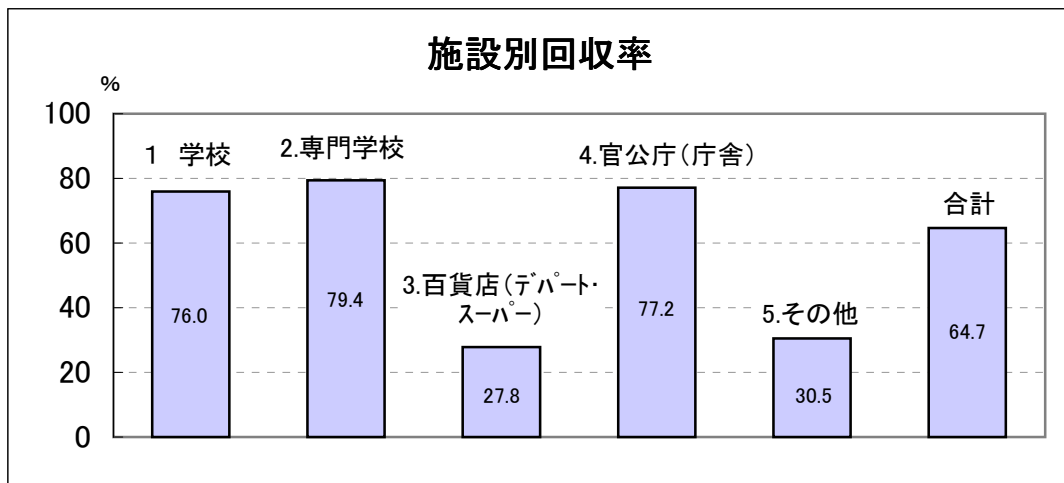
調査結果

施設の分煙状況に関するアンケートの調査対象数および回収率

施設の分煙状況に関するアンケート調査は、県内の1,178施設に対して調査票を郵送、そのうち調査票が到達した1,150施設中744施設からFAXおよび郵送により回答があった（回収率は64.7%）。

施設別の回収率は、「専門学校」、「官公庁」、「学校」で75%を超えているが、「その他（ホテル・レストラン）」および「百貨店（デパート・スーパー）」では回収率が3割程度とかなり低い。

なお、「学校」433施設のうち小中併設が26校、中高併設が1校、「専門学校」27施設のうちビジネス・その他の併設が1校、看護福祉・ビジネス・その他の併設が1校、「その他」78施設のうち、ホテル・飲食店併設が5施設あり、施設の内訳では、複数回答として集計した。



調査対象数および回収率

対象施設	対象数 (A)	到達数 (B)	回収数 (C)	回収率% (C/B)*100
1 学校	571	570	433	76.0
小学校(再掲)	281	281	239	85.1
中学校(再掲)	163	163	136	83.4
高校(再掲)	68	68	66	97.1
大学	8	8	7	87.5
養護学校・他	16	16	11	68.8
2.専門学校	35	34	27	79.4
3.百貨店(デパート・スーパー)	48	36	10	27.8
4.官公庁(庁舎)	254	254	196	77.2
国の出先	94	94	68	72.3
県の出先	108	108	84	77.8
市町村	52	52	44	84.6
5.その他	270	256	78	30.5
ホテル(再掲)	155	144	53	36.8
レストラン(再掲)	115	112	30	26.8
合計	1,178	1,150	744	64.7

* 再掲項目は、複数回答あり

問1. 施設の種類

調査票が回収された744施設のうち、学校が433施設と全体の58.2%を占める。次いで、官公庁196施設（26.3%）である。最も少ないのは百貨店の10施設（1.3%）であった。

なお、施設の内訳では、学校433施設のうち小中併設が26校、中高併設が1校、専門学校27施設のうちビジネス・その他の併設が1校、看護福祉・ビジネス・その他の併設が1校、その他の施設78施設のうち、ホテル・飲食店併設が5施設となっている（複数回答）。

数値の個数：問1 施設の種類 1～5						
	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
計	433	27	10	196	78	744

1.学校の内訳（複数回答あり）

データ	計
ア 小学校	239
イ 中学校	136
ウ 高等学校	66
エ 大学	7
オ 養護学校・他	11

2.専門学校の内訳（複数回答あり）

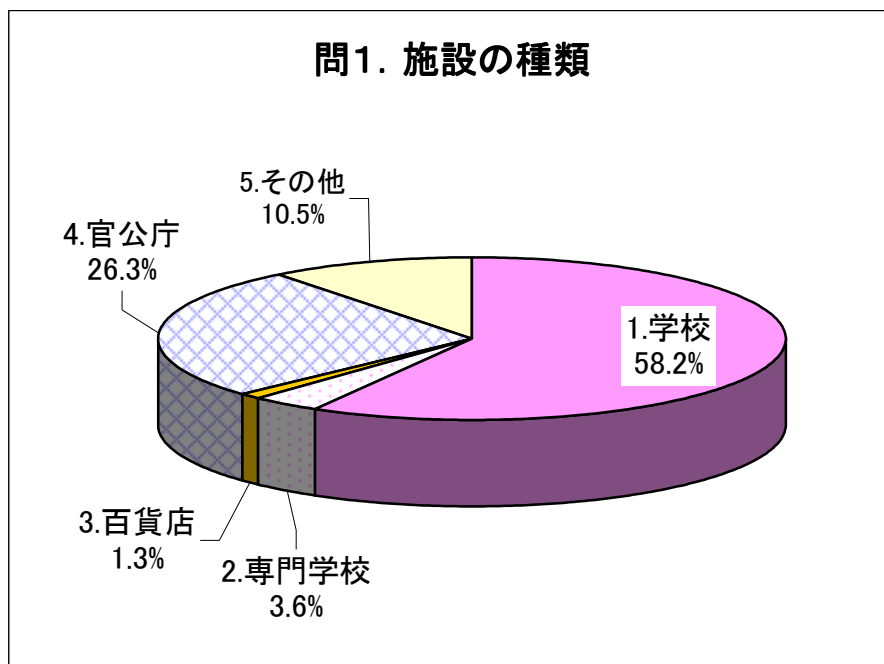
データ	計
ア 看護・福祉	10
イ ビジネス	4
ウ その他	16

4.官公庁の内訳（複数回答あり）

データ	計
ア 国	68
イ 県	84
ウ 市町村	44

5.その他の内訳（複数回答あり）

データ	計
ア ホテル	53
イ 飲食店	30



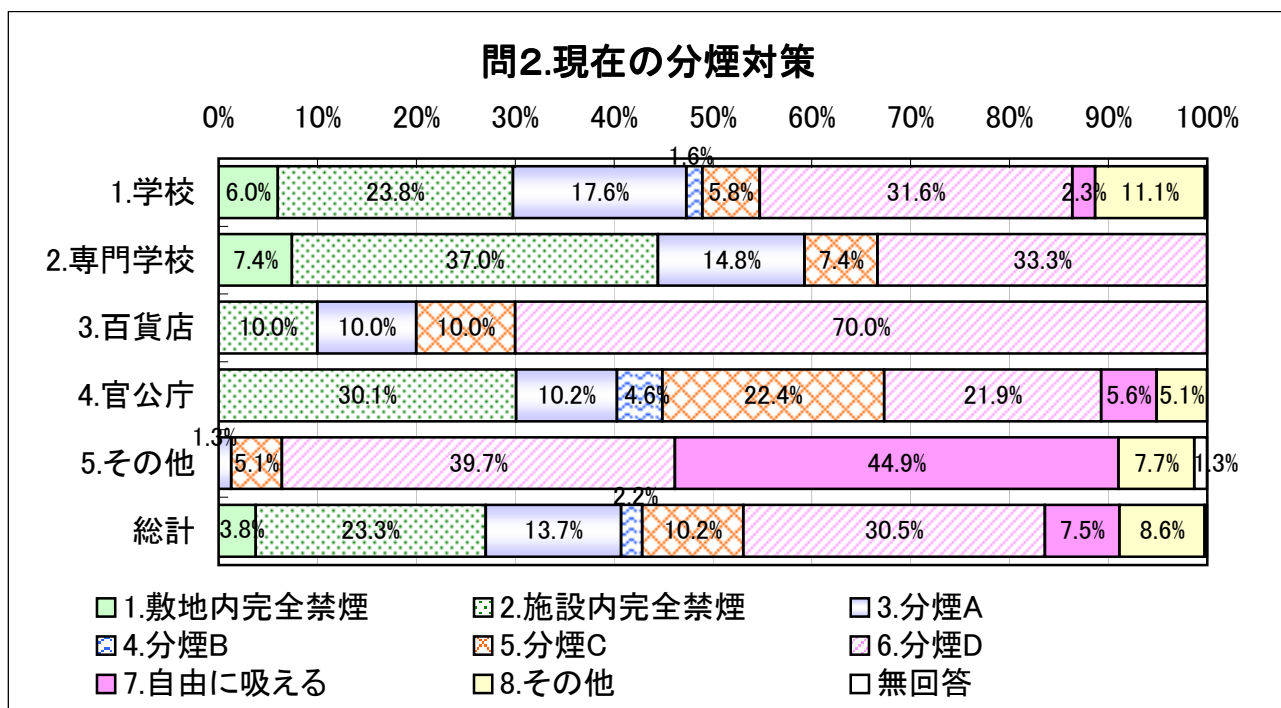
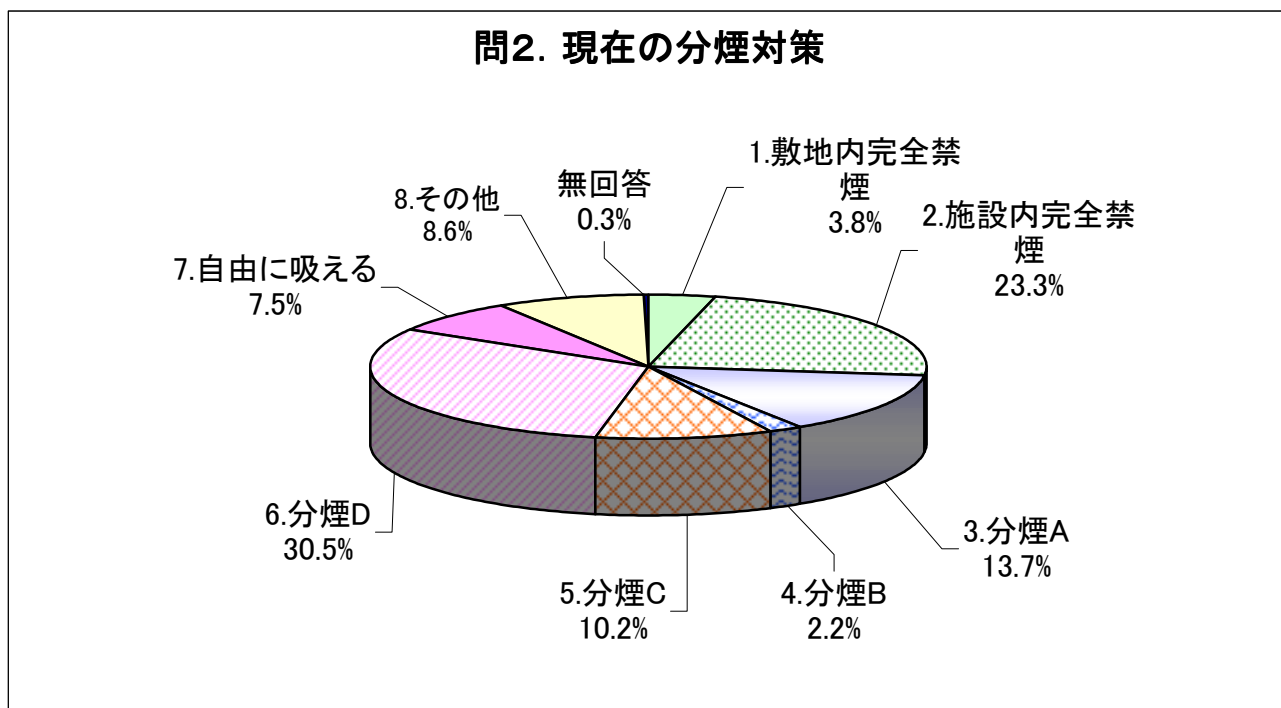
* 複数回答の内容

1.学 校	小学校・中学校の併設	26（2つ選択）
	中学校・高校の併設	1（2つ選択）
2.専門学校	ビジネス・その他の併設	1（2つ選択）
	看護福祉・ビジネス・その他の併設	1（3つ選択）
5.そ の 他	ホテル・飲食店の併設	5（2つ選択）

問2. 現在の分煙対策

現在の分煙対策では、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」が30.5%と最も多く、次いで「施設内完全禁煙」23.3%、「分煙A（喫煙場所を完全に分割された空間とする）」13.7%の順であった。「自由に吸える」と答えたのは7.5%であった。

施設別では、「自由に吸える」が多かったのが、「その他（ホテル・レストラン）」の44.9%で、次いで「官公庁」5.6%であった。



問2. 現在の分煙対策

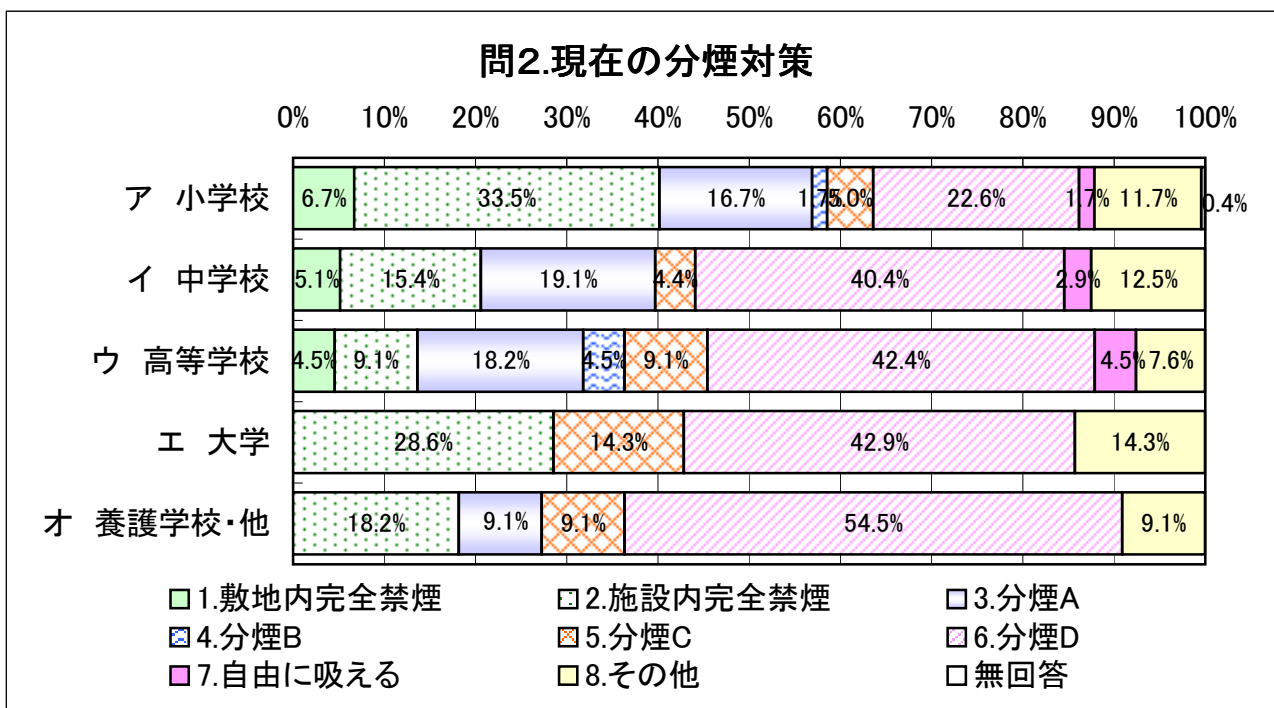
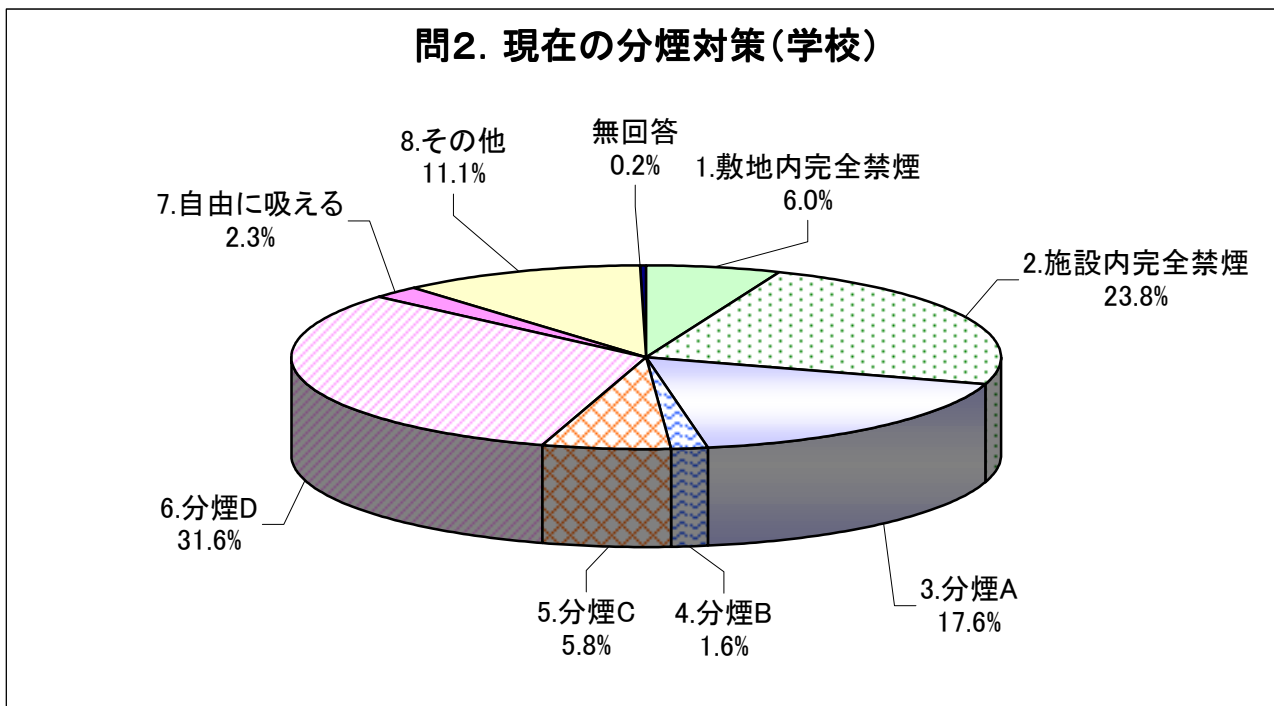
— 学校（内訳:複数回答あり） —

学校における現在の分煙対策は、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」が31.6%と最も多く、次いで「施設内完全禁煙」23.8%、「分煙A（喫煙場所を完全に分割された空間とする）」17.6%の順であった。「自由に吸える」と答えたのは2.3%である。

内訳別では、「自由に吸える」が最も多かったのが、「高等学校」の4.5%、次いで「中学校」2.9%、「小学校」1.7%の順となっている。「大学」と「養護学校・その他」では、「敷地内完全禁煙」はないものの「自由に吸える」と回答した施設はなかった。

「施設内完全禁煙」が最も多かったのが小学校33.5%、次いで大学28.6%、養護学校18.2%、中学校15.4%、高等学校9.1%の順となっている。

「敷地内完全禁煙」は、小学校6.7%、中学校5.1%、高等学校4.5%の順に多くなっている。

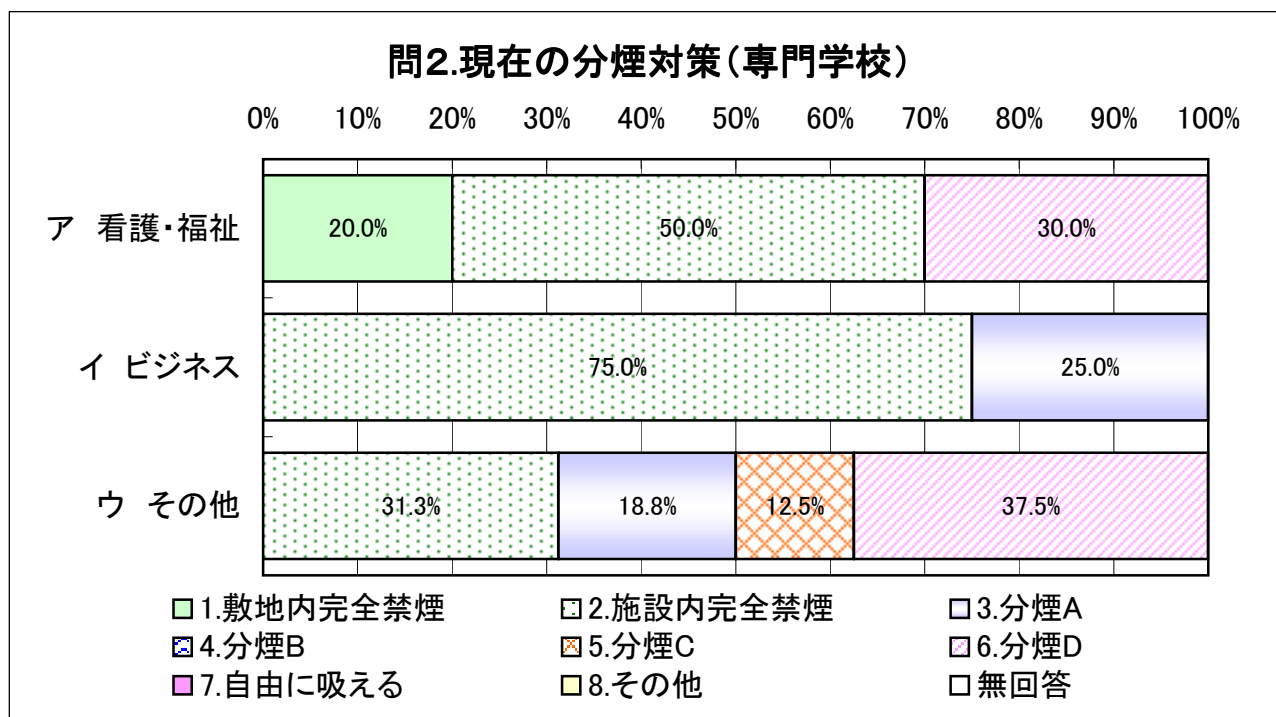
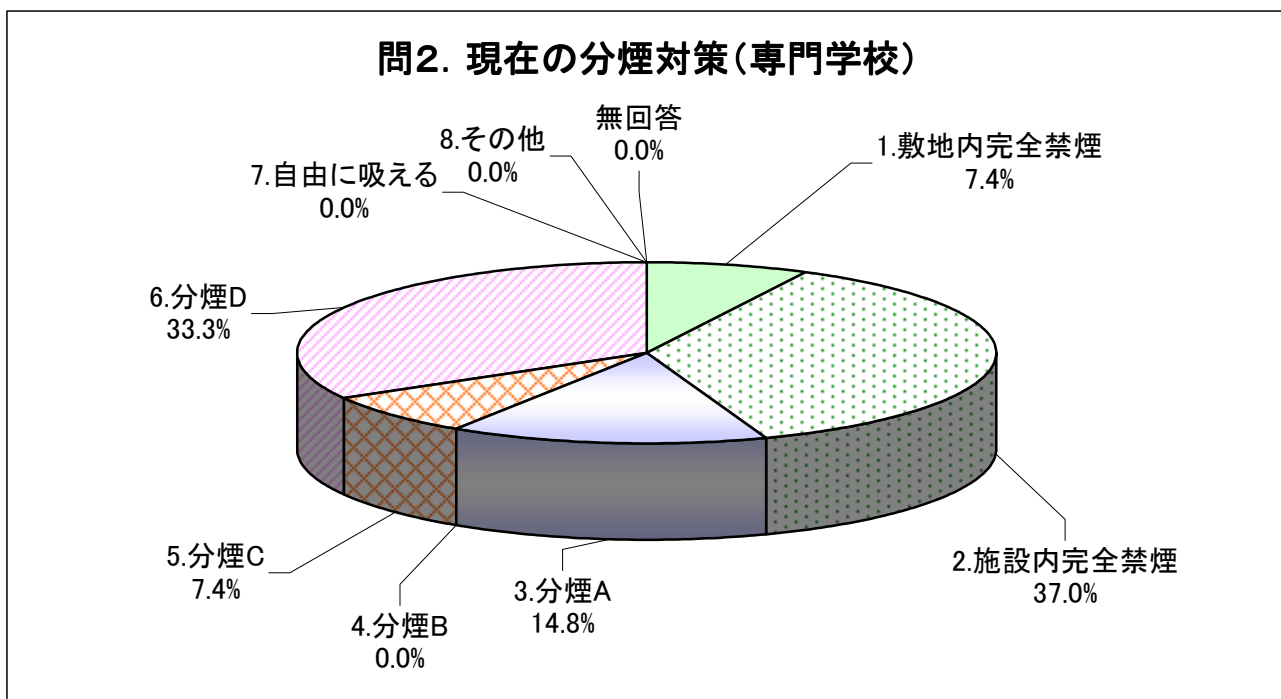


問2. 現在の分煙対策

－専門学校(内訳:複数回答あり)－

専門学校における現在の分煙対策は、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」が33.6%と最も多く、次いで「施設内完全禁煙」37.0%、「分煙A（喫煙場所を完全に分割された空間とする）」14.8%の順であった。「自由に吸える」と回答した施設はなく、「敷地内完全禁煙」も7.4%と今回調査した施設の中では、最も分煙対策が進んでいる。

内訳別にみると、「看護・福祉」は「敷地内完全禁煙」が20.0%でかなり高い割合である。「ビジネス」では、「敷地内完全禁煙」はないものの「施設内完全禁煙」75.0%、「分煙A（喫煙場所を完全に分割された空間とする）」25.0%となっており、全施設で分煙対策がなされている。

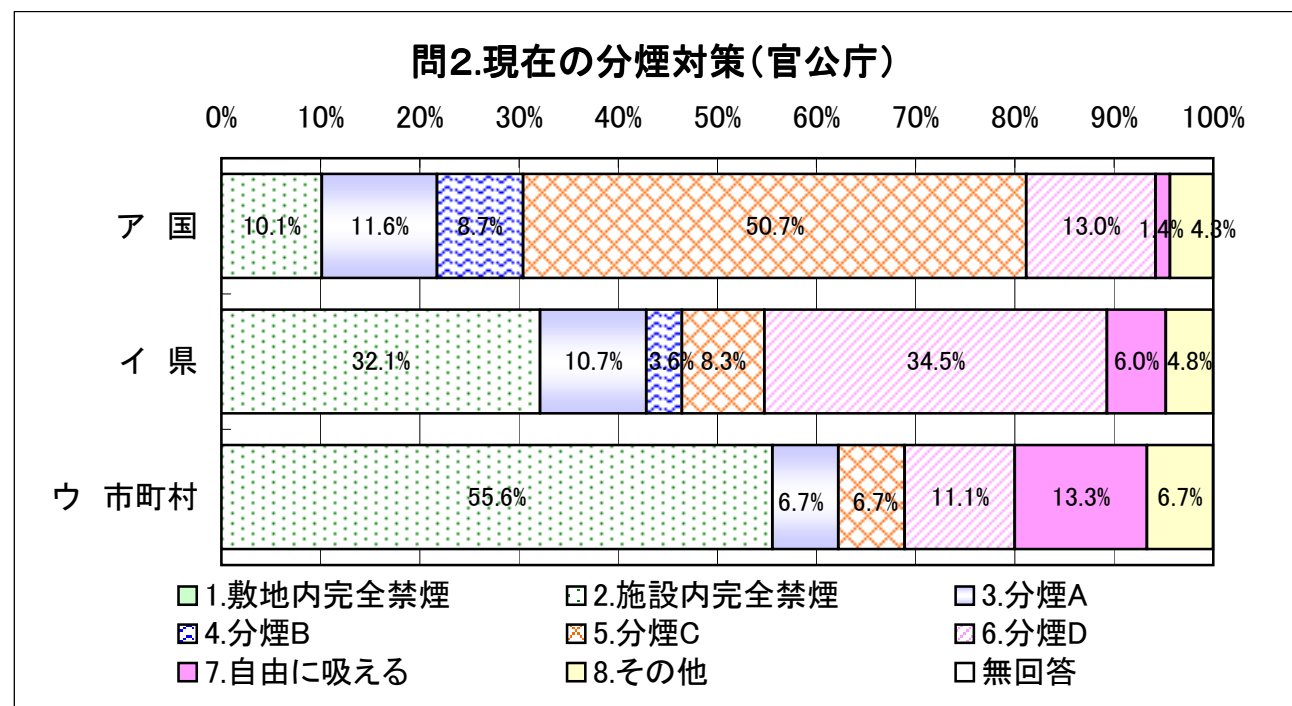
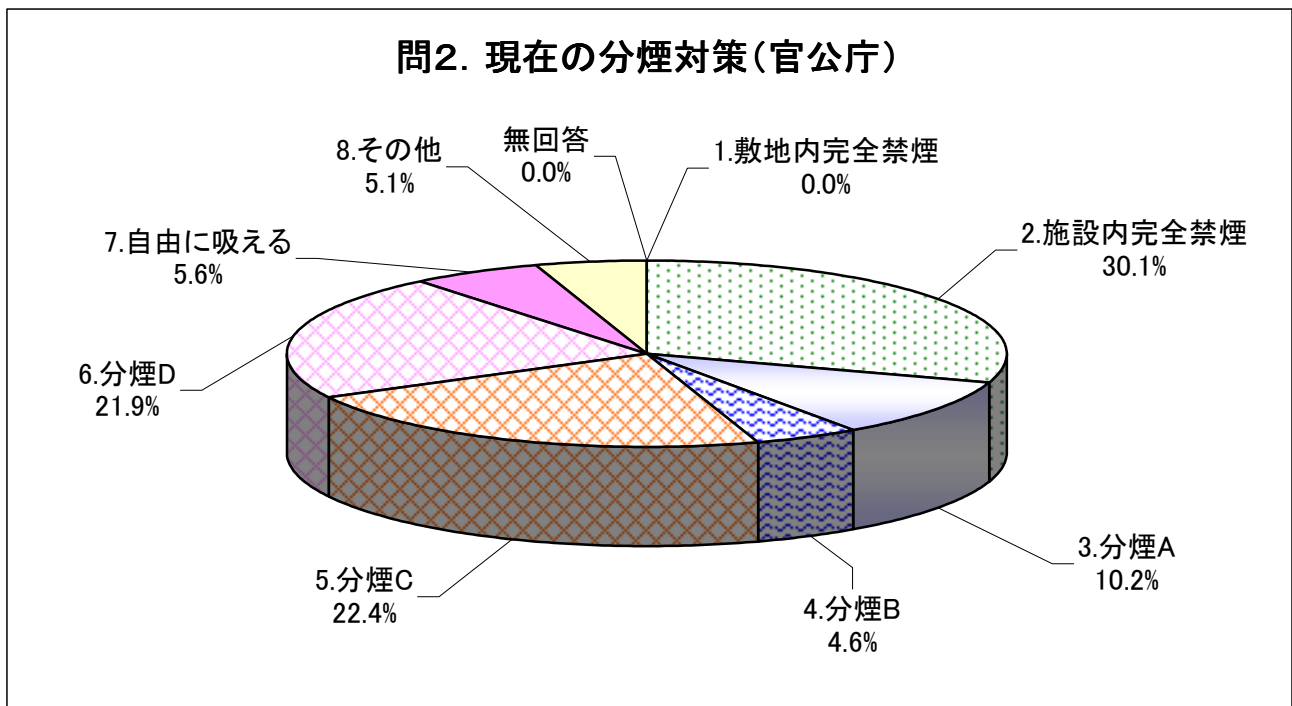


問2. 現在の分煙対策

－官公庁(内訳)－

官公庁における現在の分煙対策は、「施設内完全禁煙」が30.1%で最も多く、次いで「分煙C（喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する）」22.4%、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」が21.9%の順であった。「自由に吸える」と答えた施設は5.6%である。

内訳別では、「自由に吸える」が最も多かったのが、「市町村」の13.3%、次いで「県」6.0%、「国」1.4%の順となっている一方、「施設内完全禁煙」が多いのも、「市町村」55.6%、「県」32.1%、「国」10.1%の順であった。なお、「国」の施設では、分煙機器を用いた分煙対策が多くなっており、「分煙C（喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する）」が半数以上を占めている。

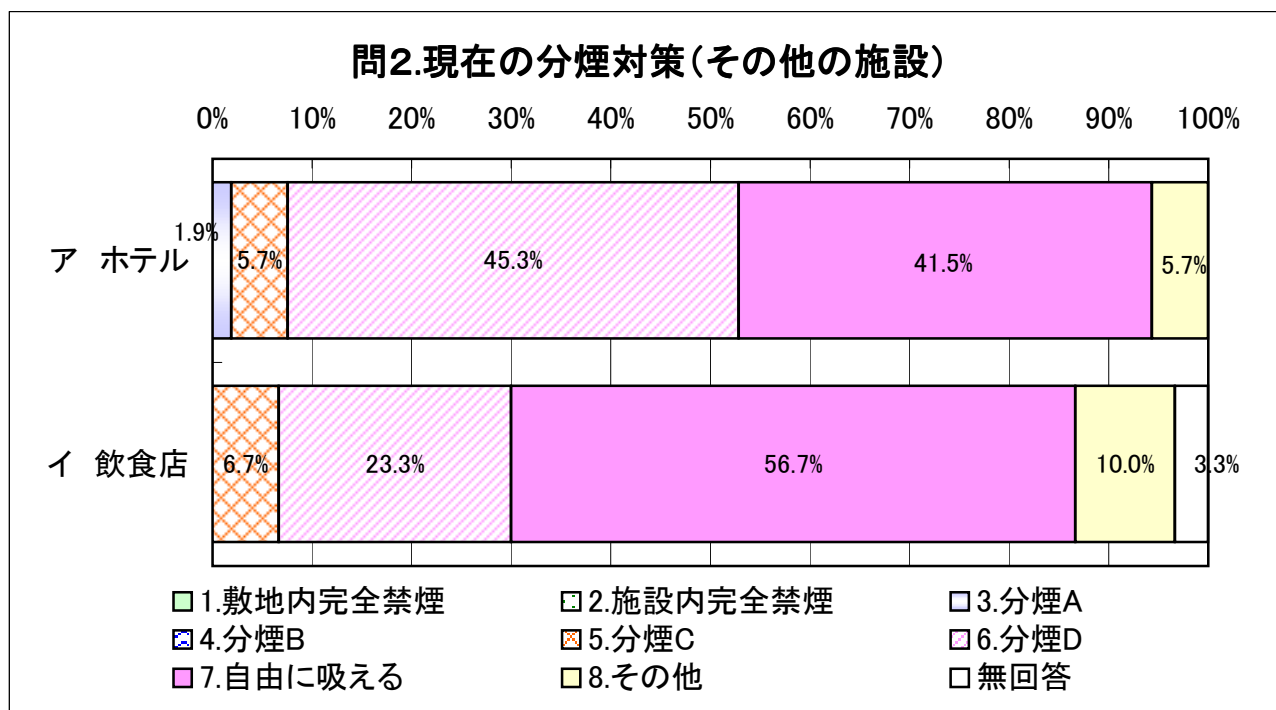
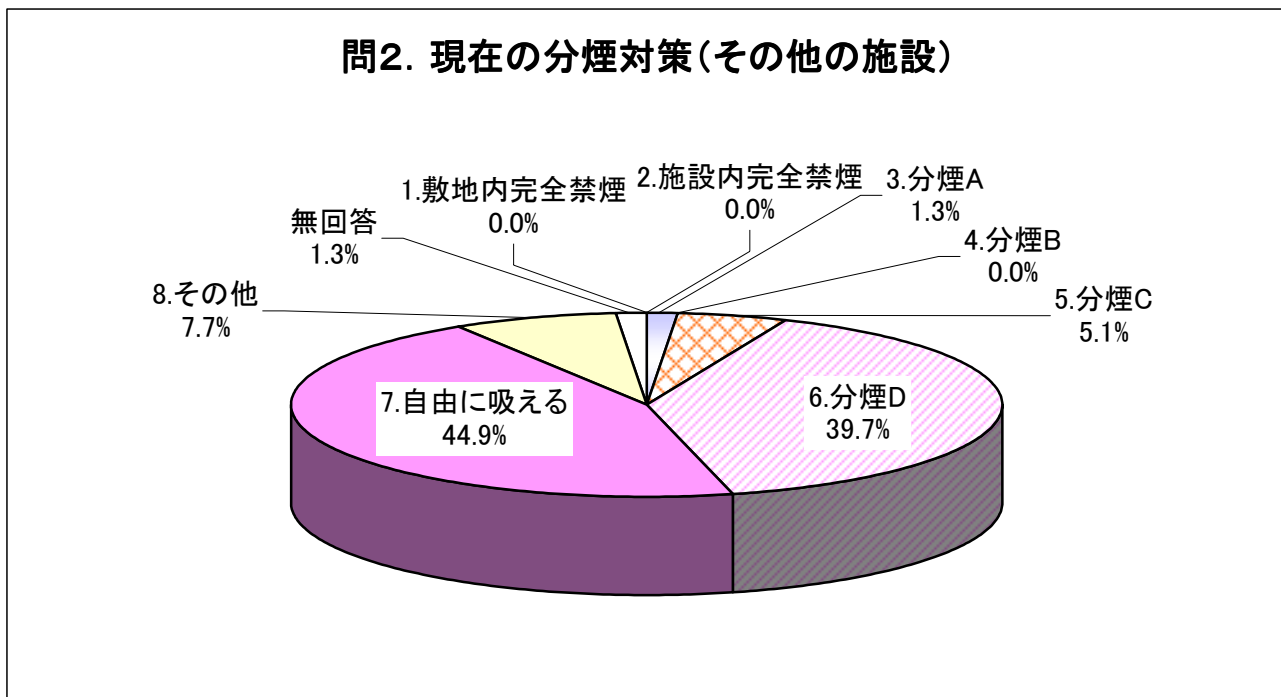


問2. 現在の分煙対策

－その他の施設(内訳:複数回答あり)－

ホテル・レストラン等その他の施設における現在の分煙対策は、「自由に吸える」が44.9%、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」が39.7%と多く、「施設内完全禁煙」は皆無で、分煙対策がほとんどなされていない。

内訳別にみると、「分煙D（喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない）」は「ホテル」45.3%に対して、「飲食店」が23.3%となっており、「飲食店」での分煙対策実施割合が低い。



問2. 現在の分煙対策(その他)

学校

- ・ 外来者、PTAの協力もとめにくい
- ・ 隠れて喫煙
- ・ 休憩室で喫煙
- ・ 施設外で喫煙
- ・ 敷地内禁煙目指している
- ・ 喫煙者の意識の問題
- ・ 来所者の意識啓発
- ・ 禁煙指導している
- ・ 喫煙者が自主的に受動喫煙が生じないように配慮している
- ・ 室外に灰皿を設置
- ・ 分煙に配慮して喫煙
- ・ 他人に迷惑をかけない場所で自由に吸う
- ・ 分煙場所の設置はしていない

専門学校

- ・ 学生への指導が困難(喫煙場所)
- ・ 屋外に喫煙場所を設置
- ・ 場所を検討

百貨店

- ・ 不特定多数が集合するため難しい
- ・ 喫煙室設置
- ・ 空気清浄機使用

官公庁

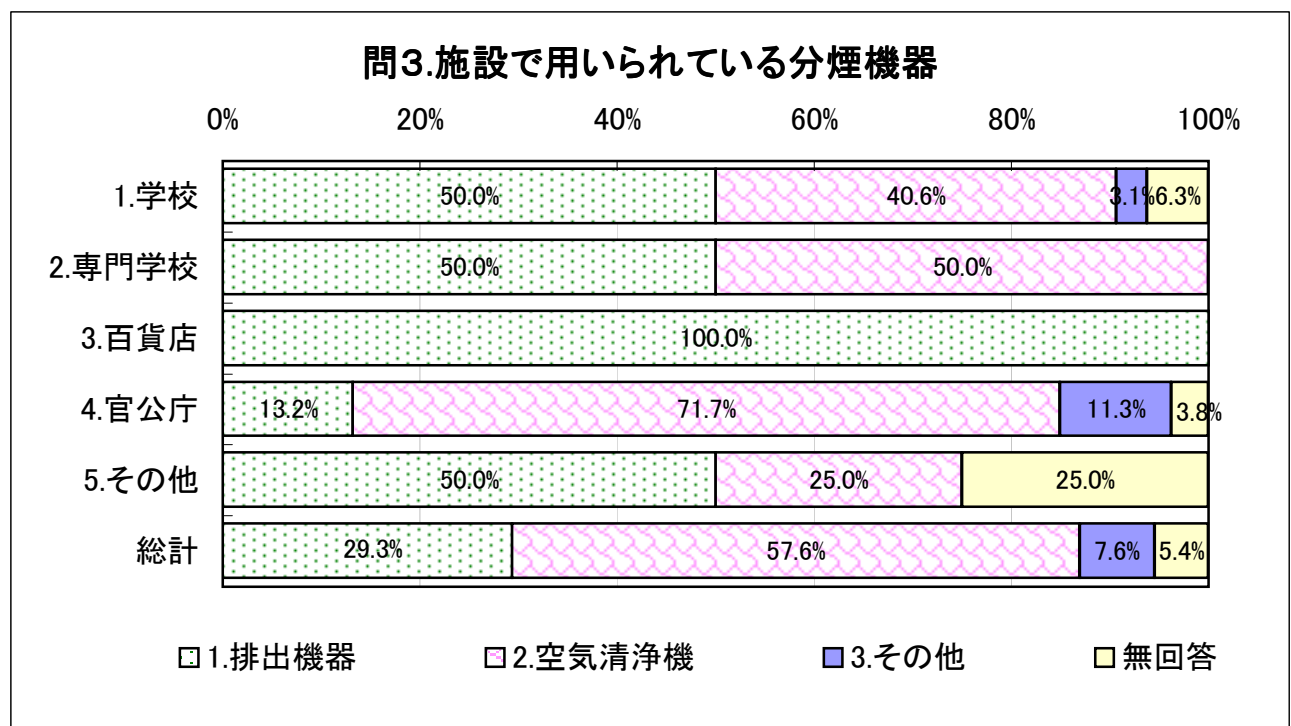
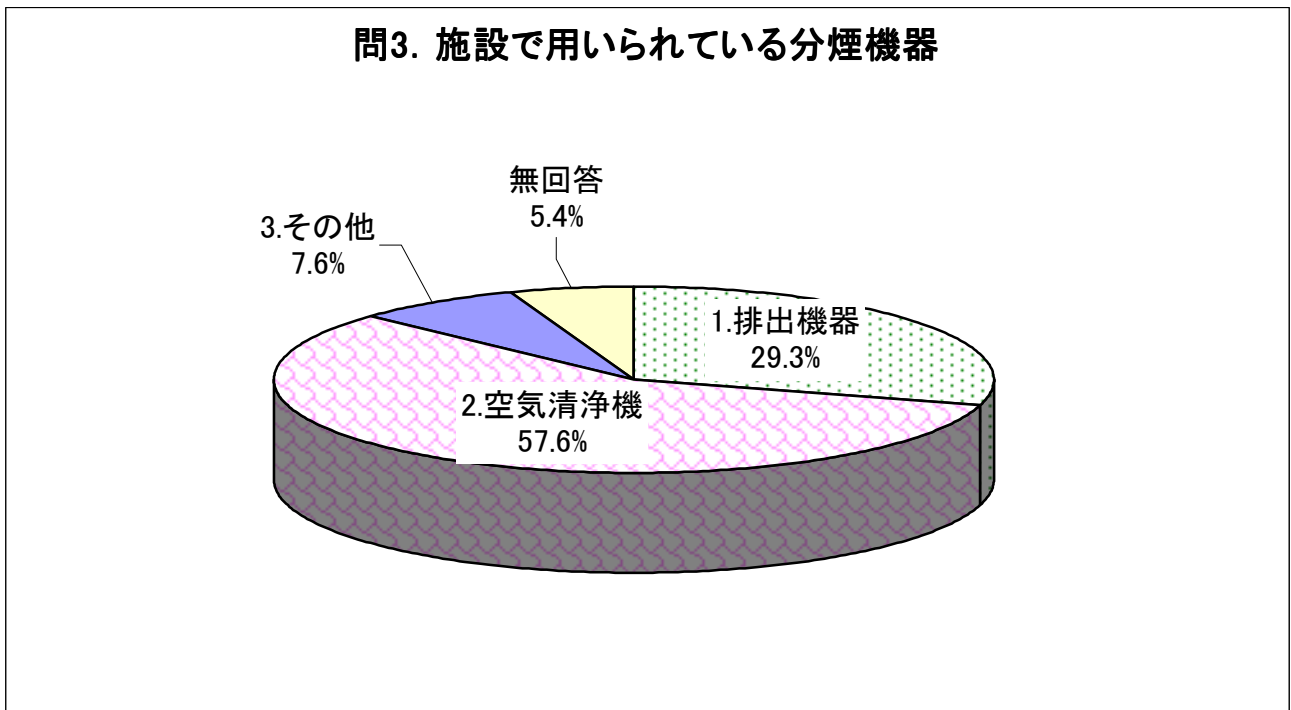
- ・ 分煙守られている
- ・ 問題ない
- ・ 喫煙場所がない
- ・ 完全分煙化に向け作業中
- ・ ロビー、特定の階は分煙できない
- ・ 分煙対策検討中
- ・ 喫煙コーナーしきりない
- ・ 会議開催無し
- ・ 施設内の執務室のみ禁煙

その他(ホテル・レストラン)

- ・ 飲食店のため客に言えない
- ・ 会議・宴会等の利用客の指導困難
- ・ 禁煙テーブルを設けても煙が流れてくる
- ・ 全館禁煙目標、客の理解をどう求めるか
- ・ 喫煙ルーム有り
事務室は禁煙、レストラン、ロビー等は禁煙していない

問3. 施設で用いられている分煙機器

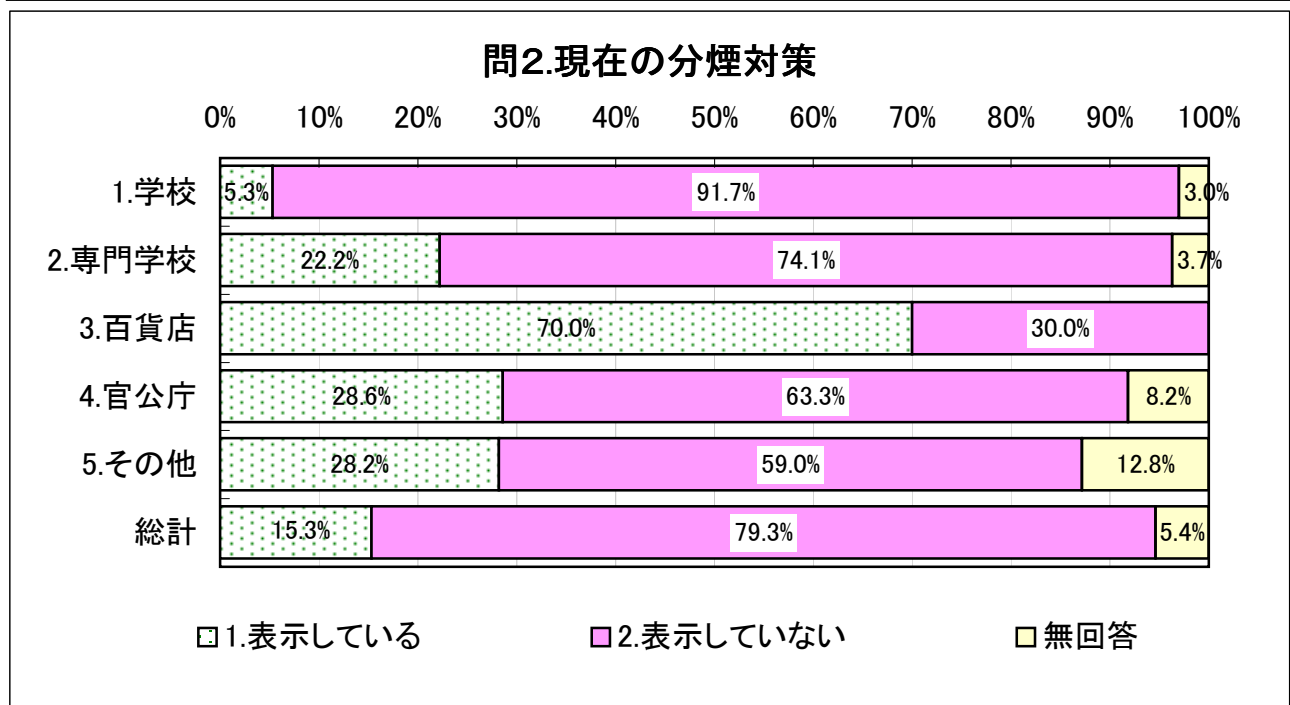
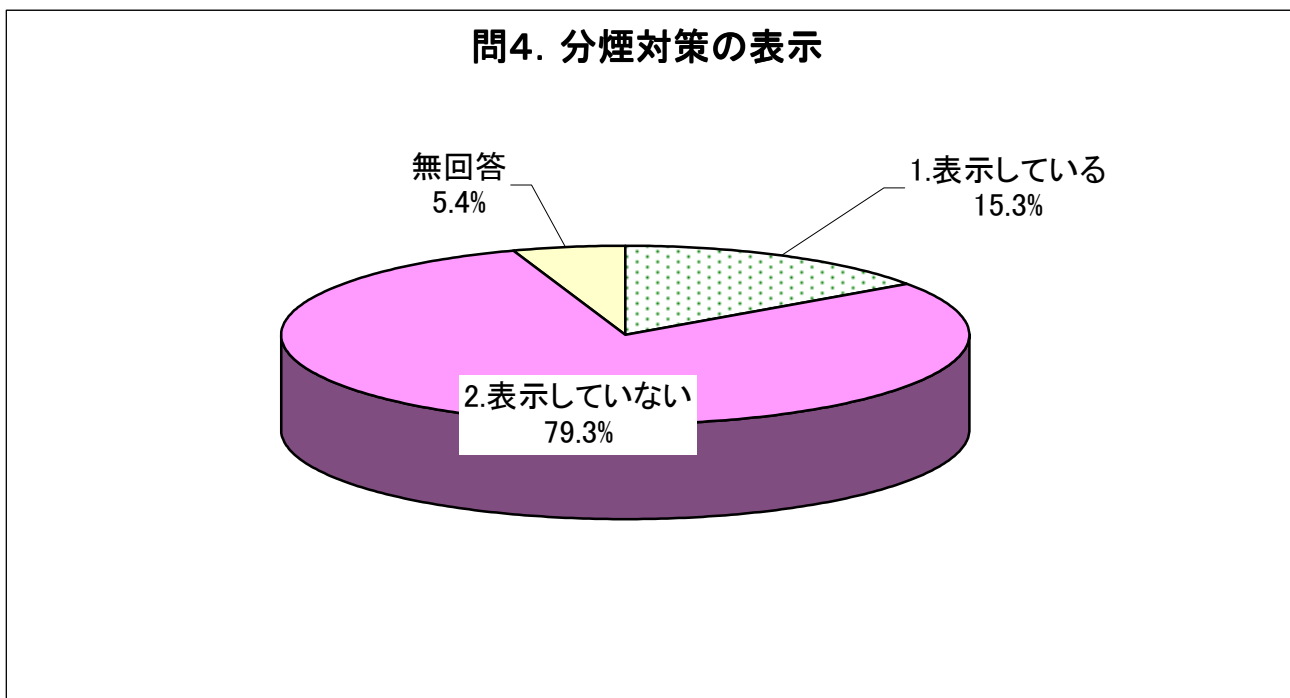
分煙対策（分煙B、分煙C）を行っている施設の中では、空気清浄機を使っているという回答が57.6%を占める。換気扇などの排出機は29.3%であった。
施設別では、空気清浄機を使っているところは官公庁が多かった。



問4. 分煙対策の表示

分煙対策を表示しているのは、全体の15.3%という結果であった。
 施設別にみると、表示している施設の割合は、百貨店が70%と最も高かった。逆に学校では、表示している施設の割合が5.3%と最も低くなっている。

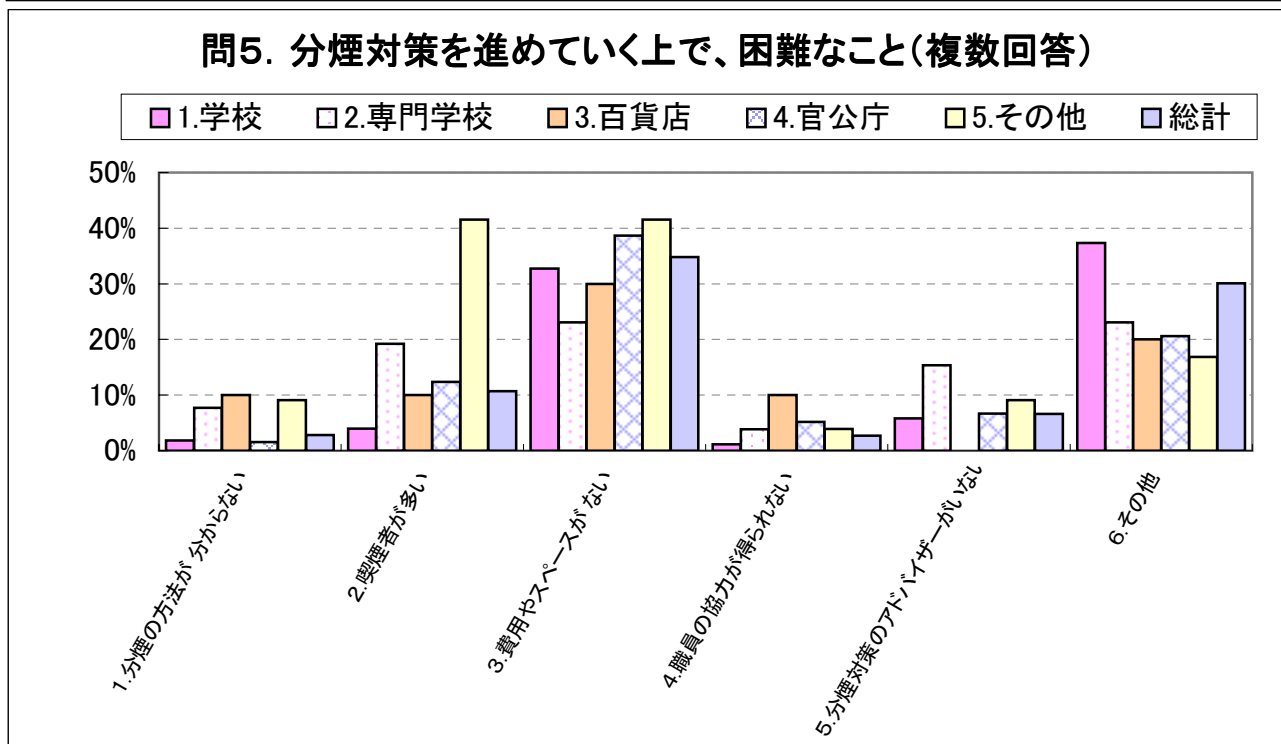
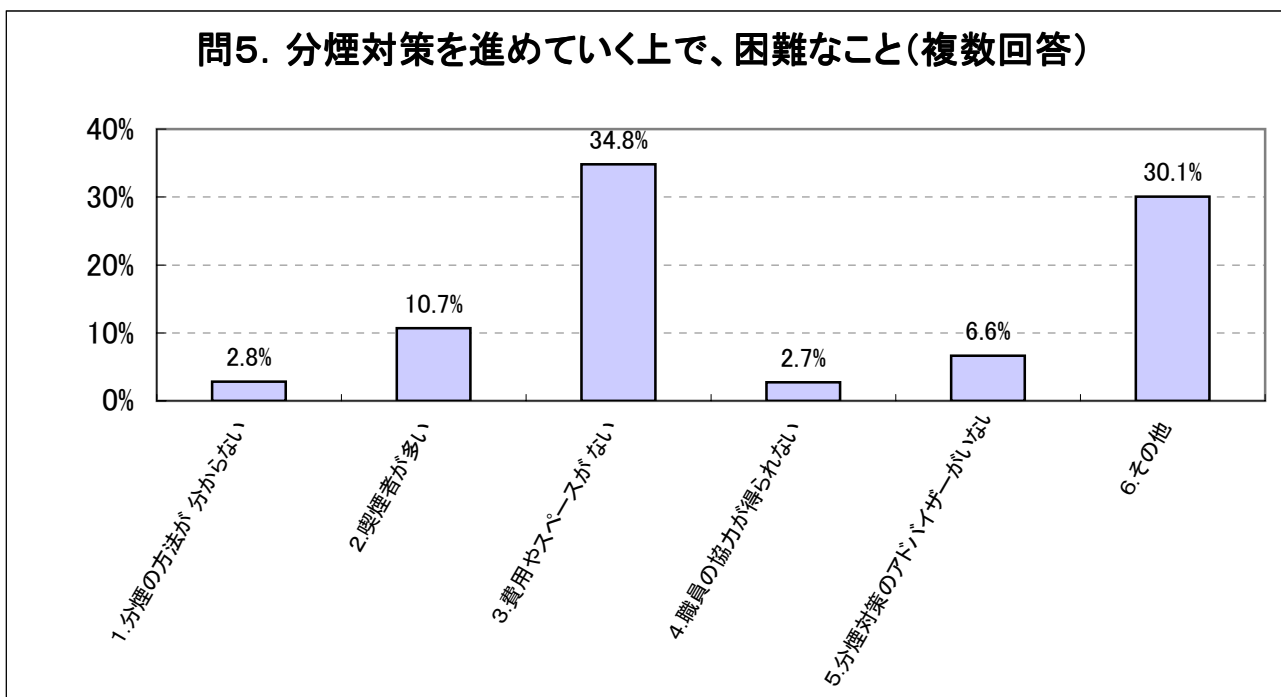
- * 主な表示場所**
- | | |
|---------|-----------------|
| 1. 学 校 | 職員室、体育館、玄関 |
| 2. 専門学校 | ロビー、玄関、トイレ |
| 3. 百貨店 | 出入り口、エレベーター、トイレ |
| 4. 官公庁 | 玄関、ロビー、トイレなど |
| 5. その他 | テーブル、レストラン、ロビー |



問5. 分煙対策を進めていく上で、困難になっていること

分煙対策の「壁」になっていることは、「費用やスペースがない」が34.8%で最も多かった。次いで「喫煙者が多い」10.7%、「禁煙アドバイザーがない」6.6%の順であった。

施設別の特徴では、学校では、「喫煙者が少ない」、「喫煙者は生徒に隠れて吸っている」との回答もみられた。また、分煙対策を進めるうえで、「PTAや時間外の施設利用者、来客への対応が困難」とあり、レストラン・ホテルでは「喫煙する客への配慮」から対策を控えているとの意見があった。



問5. 分煙対策で困難になっていること(その他)

学校

- ・ 外来者、PTA、の協力求めにくい
- ・ かくれて喫煙
- ・ 休憩所で喫煙
- ・ 施設外で喫煙
- ・ 敷地内禁煙めざしている
- ・ 喫煙者の意識の問題
- ・ 来所者の意識啓発
- ・ 本人が禁煙できない

専門学校

- ・ 学生への指導が困難(喫煙場所)
- ・ 屋外に喫煙場所を設置
- ・ 場所を検討

百貨店

- ・ 不特定多数が集合するため難しい
- ・ 喫煙場所設置

官公庁

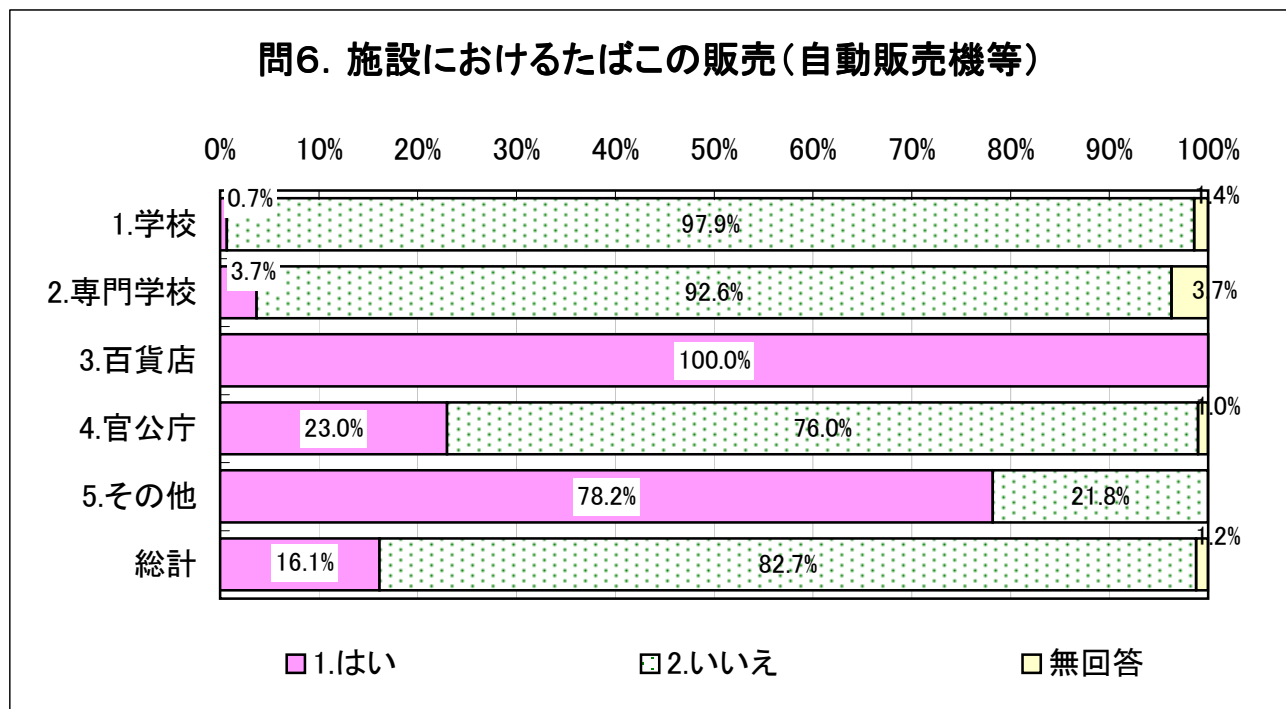
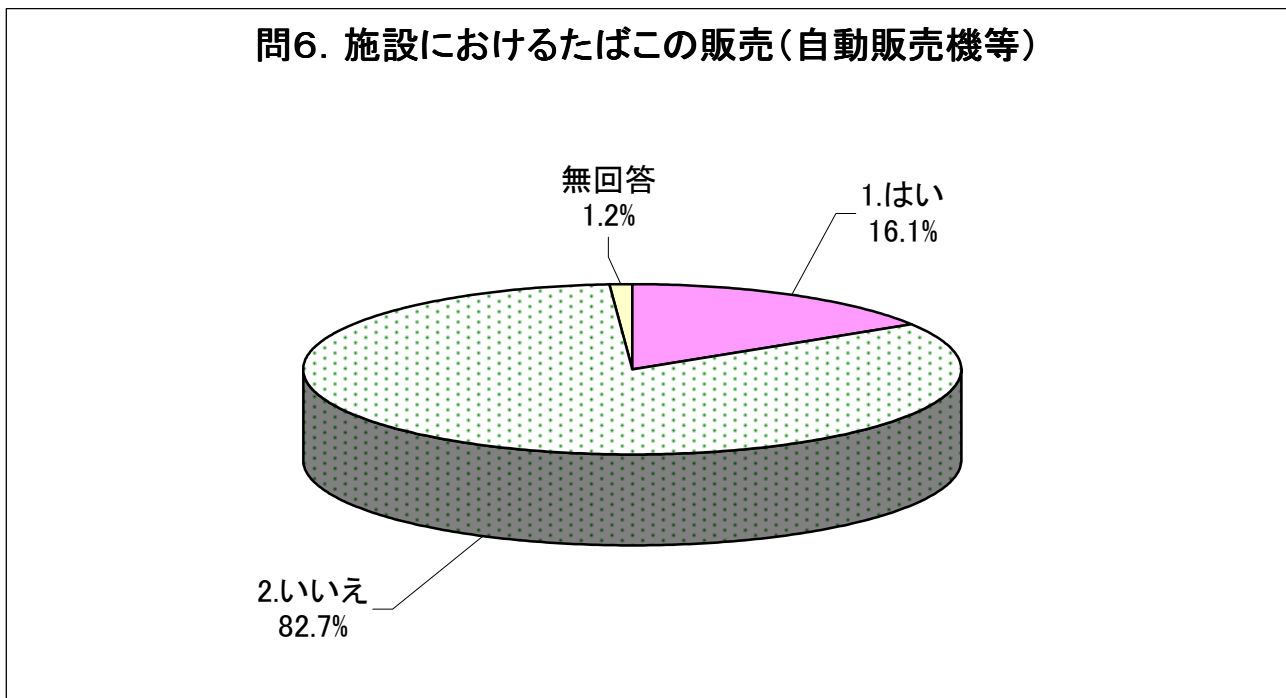
- ・ 来訪者の喫煙
- ・ 喫煙場所がない
- ・ ロビー、特定の階は分煙できない
- ・ 喫煙コーナーのしきりない
- ・ 分煙B
- ・ 会議開催無し

その他(ホテル・レストラン)

- ・ 飲食店のため客に言えない
- ・ 会議、宴会等の利用客の指導困難
- ・ 禁煙テーブルを設けても煙が流れてくる
- ・ 全館禁煙目標、客の理解をどう求めるか

問6. 施設におけるたばこの販売(自動販売機等)

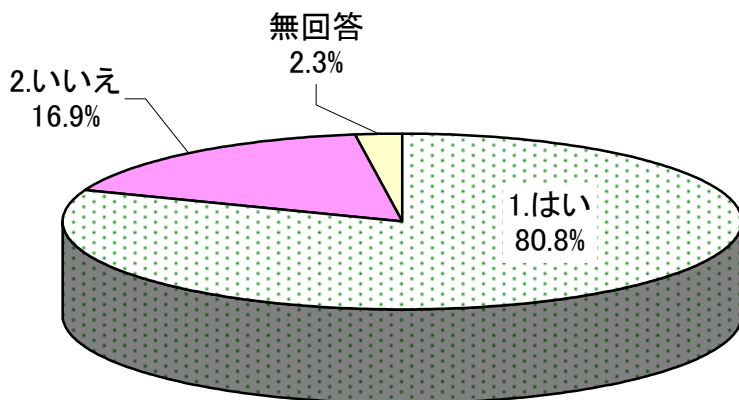
全体の16.1%で、たばこを販売している。施設別には、百貨店100%、その他(ホテル・レストラン)78.2%が多く、官公庁では23.0%で販売されている。学校では大学で自動販売機を設置しているところがあった。



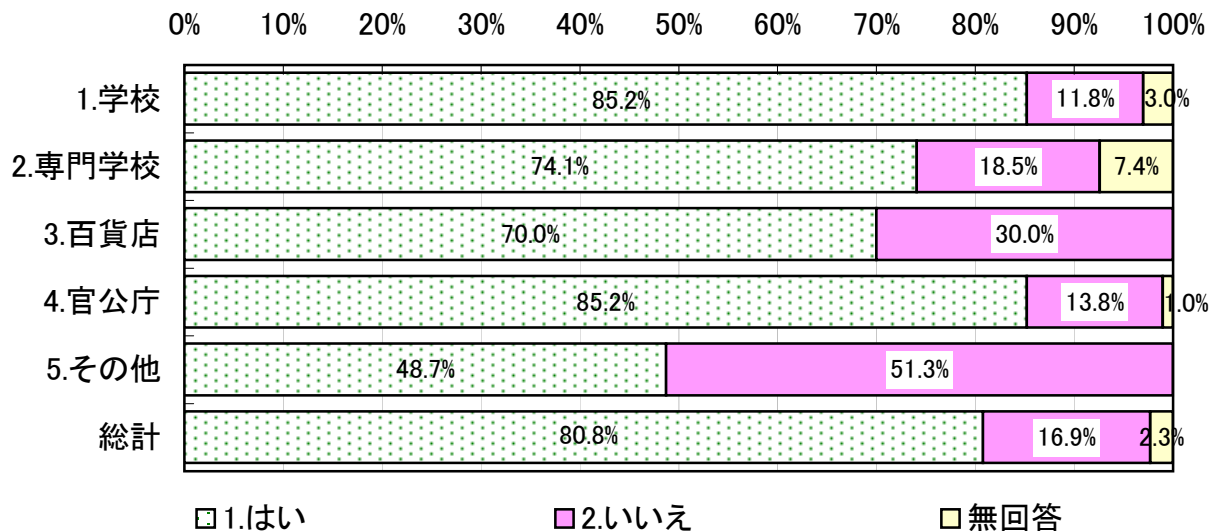
問7. 健康増進法で、施設の管理者は受動喫煙防止のために必要な措置を講じなければならないことを知っていますか。

全体の80.8%が「知っている」と答えた。施設別では、その他（レストラン・ホテル）で48.7%と最も低かった。

問7. 健康増進法で、施設の管理者は受動喫煙防止対策を講じなければならないことを知っていますか。



問7. 健康増進法で、施設の管理者は受動喫煙防止対策を講じなければいけないことを知っていますか。

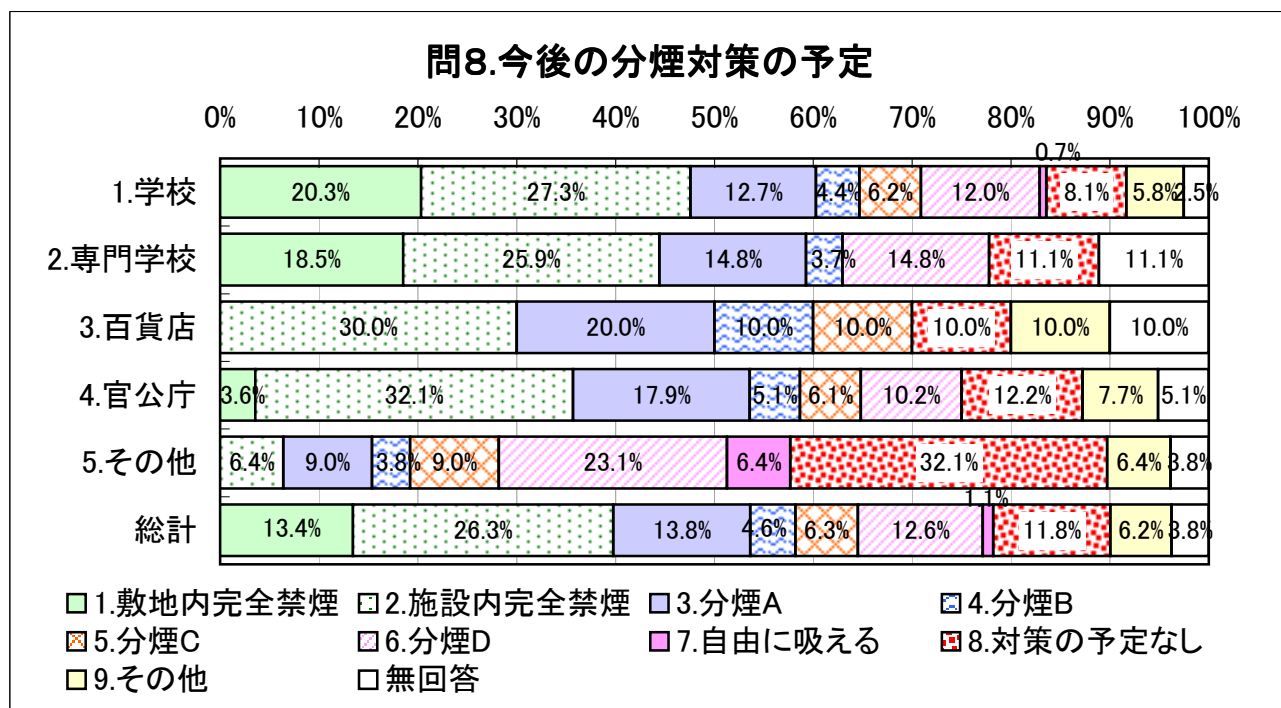
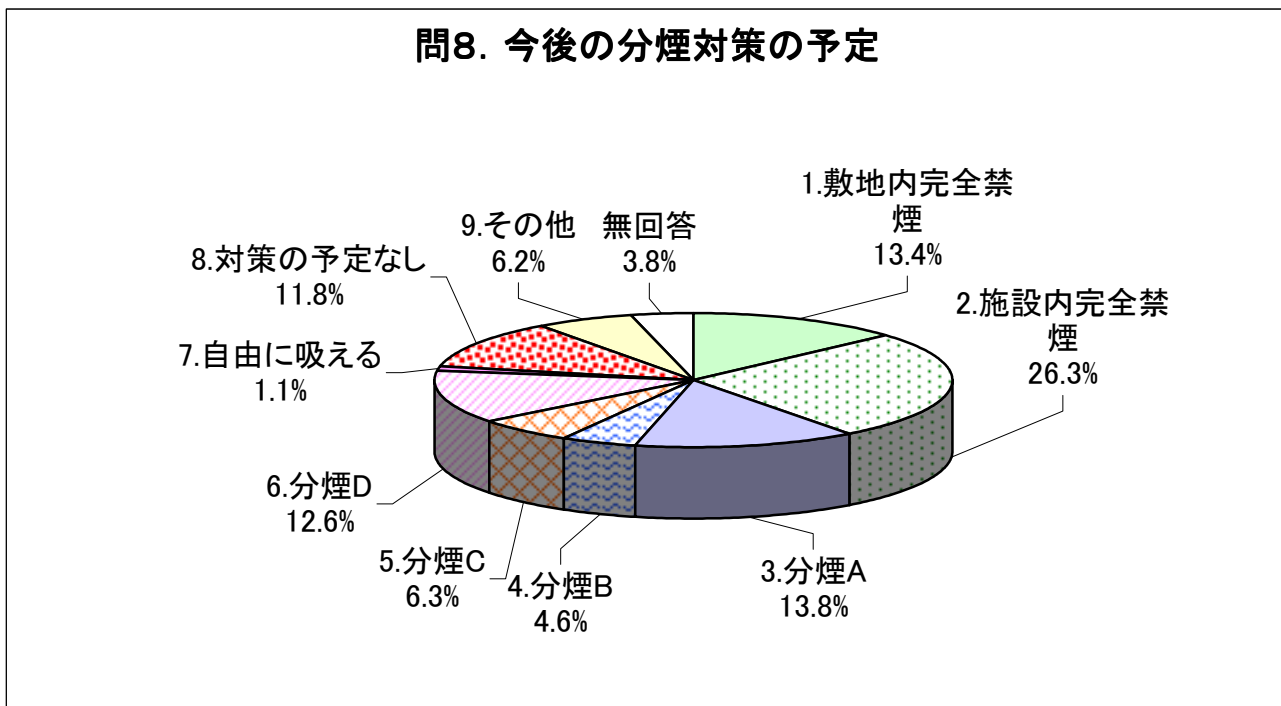


問8. 今後の分煙対策の予定

今後の分煙対策として最も多い回答は「施設内完全禁煙」であった（26.3%）。

「自由に吸える」と回答した施設は8施設（1.1%）で、内訳は学校3施設、その他5施設であった。

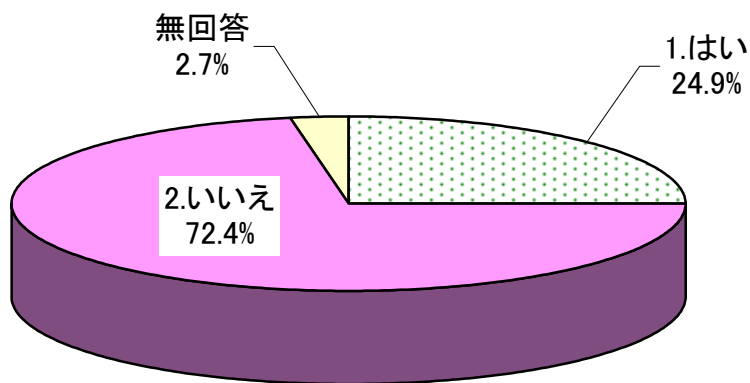
問2において、官公庁では現在10施設が「自由に吸える」状態であるが、問8の今後の分煙対策の予定で「自由に吸える」と回答する施設は皆無となった。



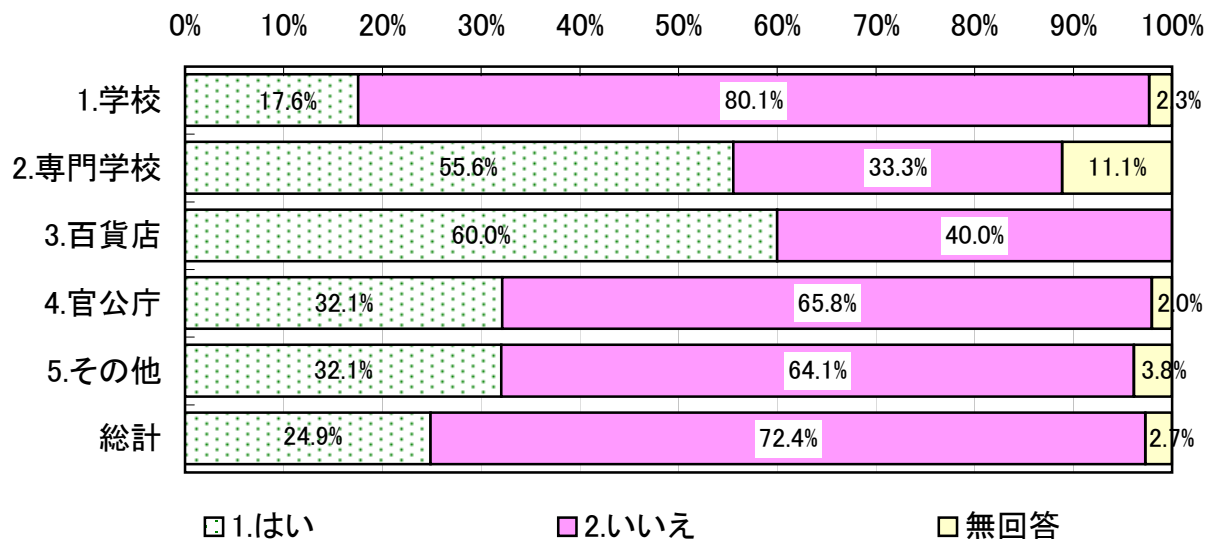
問9. たばこに関する検討委員会又は分煙について検討していますか？

たばこに関する検討委員会や分煙対策を検討しているのは、全体の24.9%である。
施設別には、百貨店60.0%、専門学校55.6%が多く、最も少ないのは学校の17.6%であった。

問9. たばこに関する検討委員会又は分煙について検討していますか？



問9. たばこに関する検討委員会又は分煙について検討していますか？



問10. 分煙以外のたばこ対策を進める事例

学校

教育関連の対策

- ・ 禁煙教育、薬物乱用教室(生徒、職員)
- ・ 講演会(児童、保護者)
- ・ ポスターの掲示
- ・ たばこの害について声かけ
- ・ 禁煙クリニックの紹介
- ・ 会議の開催

職場での対策

- ・ 学校行事等、施設利用者、保護者に文書で通知
- ・ 喫煙場所以外灰皿を置かない
- ・ 全面禁煙にしたい
- ・ 敷地内完全禁煙にしたい
- ・ 部外者、保護者に協力してもらう
- ・ 職員に禁煙促している
- ・ 禁煙シートを貼る
- ・ 児童の前では吸わない

行動変容

- ・ 禁煙研修会参加後、禁煙に成功
- ・ ドッグで精査、全員禁煙
- ・ 受動喫煙の意識が高くなっている

その他

- ・ 未成年者規制をコンビニ等に協力してもらう

対策無し

- ・ 葉たばこ生産地で対策難しい

専門学校

- ・ ポスター掲示
- ・ 社会人教育も行っている為、完全に禁煙する事は難しい
- ・ 校舎内外での禁煙を勧めている
- ・ 灰皿撤去(施設内)
- ・ たばこの害について健康教育
- ・ 禁煙教育

百貨店

- ・ 自販機はレジ担当が見える場所に設置し、閉店後は使用できない
- ・ 社員食堂の喫煙室を完全に仕切り、空気清浄機を二台、換気扇を設置、外部に漏れない様に取り組んでいる
- ・ 健康増進の啓蒙活動、禁煙キャンペーン、健康相談実施

考察

1. 今回の調査から、平成 15 年 5 月より施行されている健康増進法の受動喫煙防止対策の趣旨については、回答のあった施設のうち 80.8%が知っていると答え、83.1%で何らかの分煙対策を講じていることが明らかになった。

事業場における受動喫煙対策については、平成 8 年 2 月 21 日付け基発第 75 号通知「職場における喫煙対策のガイドライン」等により推進されてきたが、今回の健康増進法施行とそれに伴う関連通知（健発 0430003 号「受動喫煙防止対策について」、基発 0509001 号「職場における喫煙対策のためのガイドラインについて」等）でその流れが加速されたと考えられる。今後、沖縄県において分煙対策をさらに推進していくためには、県としての分煙推進対策指針（仮称）を示し、各種施設に対して協力を呼びかけていくことが必要である。

2. 現在行なわれている分煙対策として、最も多かったのが分煙 D（喫煙場所設置するが、分煙機器は使用しない）の 30.5%であった。以下、施設内完全禁煙 23.3%、分煙 A（喫煙場所を完全に分割）が 13.7%、分煙 C（分煙機器を用いて煙を軽減）10.2%、敷地内完全禁煙は全体の 3.8%、分煙 B（分煙機器を用いて完全に煙を除去）2.2%の順であった。「自由に吸える」と回答したのは 7.5%であった。

受動喫煙防止対策については、「屋内に設置された喫煙場所の空気は屋外に排気する方法が受動喫煙防止にとって最も有効である」「現有の空気清浄機は環境たばこ煙中の粒子状物質については有効な機器であるが、ガス状成分の除去については不十分である」等とする分煙効果判定基準策定検討会報告書（平成 14 年 6 月）に沿って進めていくべきである。今回の調査で用いられた分煙対策の分類では、分煙 D では煙が屋外に排気しないことが予想され、分煙 B、C では機器を使用しているが十分に排気できない可能性がある。また、構造上分煙 A のような完全に分割された空間を設けることが容易でない施設もあると思われる。これらの理由により、今後分煙を進めるにあたっては、原則的に敷地内完全禁煙又は施設内完全禁煙を目標にしていくことが望ましいと考える。

3. たばこに関する検討委員会又は分煙について検討する場が設置されていると答えた施設は全体の約 1/4 に過ぎないという結果であった。

平成 15 年 1 月に実施された県民健康意識調査における成人の喫煙率は、男性 42.6%、女性 11.2%であり、施設（職場）内には依然喫煙者と非喫煙者が混在する状態が続いていると思われる。「喫煙問題を個人間の問題として当事者にその解決を委ねることは、両者の人間関係の悪化を招くなど、問題の解決を困難にする可能性がある」（上記ガイドラインより）と考えられる。今後さらに分煙対策を推進していくためには、施設に喫煙（分煙）対策委員

会を設置し、施設の分煙だけではなく現在喫煙者への禁煙支援も同時に行なうことが重要である。また、ほとんどの学校に設置されている学校保健委員会のように、既存の会議を活用して喫煙対策を検討することも有用であると思われる。

4. 現在でも「自由に吸える」と答えたのは全体の7.5%で、ホテルやレストランに限ると40%以上で分煙対策が講じられていないことがわかった。分煙対策が進まない理由としては、費用・スペースがない(34.8%)、喫煙者が多い(10.7%)、分煙対策のアドバイザーがない(6.6%)が挙げられた。また、学校や官公庁でも「来訪者の喫煙」に対し協力を求めにくいとの回答があった。その一方で、来訪者にわかるように分煙対策を表示しているのは全体の15.3%のみであった。

ホテルやレストランなど多数の者が利用する施設において、喫煙する来訪者へ配慮して分煙対策を講じられていない現状が明らかになったが、受動喫煙による健康への悪影響が証明されている現状において、喫煙者に対して受動喫煙防止対策への協力を求めることは施設の管理者として当然の責務であると考えられる。そのためには、まず、来訪者にわかるように分煙に関する表示を行なうべきである。

ホテルやレストランにおいては、健康増進法の趣旨を周知することも含め、今後、分煙対策の推進を促す必要がある。分煙を進めるにあたってのアドバイザーは、現在沖縄県産業保健推進センター等がその役割を担っているが、同種の施設で分煙対策が成功している具体的な事例などを紹介すると、さらに推進に役立つであろう。

まとめ

健康増進法の趣旨を約8割の施設が認知していたが、喫煙(分煙)対策を検討する委員会を設けているのは全体の1/4であった。分煙対策の内容について今後改善していく必要があると思われる。特に多数の者が利用する場所(ホテル・レストラン等)においては、「費用・スペース」や「喫煙者に対する配慮」から分煙が進まない状況であることが判明した。今後は、沖縄県として分煙対策の指針を示し、受動喫煙防止対策について県民への啓発を行ない、各種施設の状況に応じて分煙の推進を進めていく必要がある。

< 付表 >

* 調査票（分煙に関する調査）	22
* 集計表（問 2 - 問 9）	24

分煙状況に関する調査

以下の質問についてあてはまるものに○をつけてください。

問1. あなたの施設の種類を以下から選んでください。

- 1) 学校 (ア 小学校 イ 中学校 ウ 高等学校 エ 大学)
- 2) 専門学校 (ア 看護・福祉関係 イ ビジネス関係 ウ その他)
- 3) 百貨店 (大型スーパーマーケットも含む)
- 4) 官公庁施設 (ア 国 イ 県 ウ 市町村)
- 5) その他多数の者が利用する施設 (ア ホテル イ 飲食店)

問2. あなたの施設では、現在どのような分煙対策が行われていますか。次の分煙の定義を参考にあてはまるものを1つだけ選んでください。

- 1) 敷地内完全禁煙
- 2) 施設内完全禁煙
- 3) 分煙 A
- 4) 分煙 B
- 5) 分煙 C
- 6) 分煙 D
- 7) 自由に吸える (禁煙タイムの設定を含む)
- 8) その他 ()

* 分煙の定義

分煙 A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする
分煙 B : 喫煙場所を設置し、 <u>分煙機器</u> により <u>環境たばこ煙</u> が完全に流れでないようにする
分煙 C : 喫煙場所を設置し、 <u>分煙機器</u> を用いて <u>環境たばこ煙</u> を軽減する
分煙 D : 喫煙場所を設置するが、 <u>分煙機器</u> は使用しない

- ・ 分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割する機器等やその複合体。
- ・ 環境たばこ煙 : 空気中に拡散したたばこの煙。

問3. 問2で 4)分煙B 5)分煙Cと回答した方のみお答え下さい。

あなたの施設で用いられている分煙機器について、あてはまるものを1つだけ選んで下さい。

- 1) たばこの煙を屋外に排出する機器 (換気扇等)
- 2) 空気清浄装置
- 3) その他 ()

問4. あなたの施設で行われている分煙対策について、訪問(来客)者にわかるように表示していますか。

- 1) 表示している
それは、どこに表示していますか
()
- 2) 表示していない

問5. あなたの施設で分煙対策を進めていく上で、困難となっていることは何ですか？
あてはまるものをいくつでもお選び下さい。

- 1) 分煙の方法がわからない
- 2) 喫煙者が多い
- 3) 費用やスペースがない
- 4) 職員の協力が得られない
- 5) 分煙対策のアドバイザーがない
- 6) その他()

問6. あなたの施設で、たばこを販売(自動販売機等)していますか。

- 1) はい
- 2) いいえ

問7. 平成15年5月より施行されている健康増進法において「学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、官公庁施設、飲食店その他の多数の者が利用する施設を管理する者は、利用する者に対して、受動喫煙を防止するために必要な措置を講ずるように努めなければならない」と定められていることを知っていますか。

- 1) はい
- 2) いいえ

問8. あなたの施設では、今後どのように分煙対策を進めていく予定ですか。
(分煙の定義は前頁をご覧ください)

- 1) 敷地内完全禁煙
- 2) 施設内完全禁煙
- 3) 分煙A
- 4) 分煙B
- 5) 分煙C
- 6) 分煙D
- 7) 自由に吸える(禁煙タイムの設定を含む)
- 8) 今のところ対策を進める予定はない
- 9) その他()

問9. あなたの施設で、たばこに関する検討委員会又は分煙について検討されていますか。

- 1) はい
- 2) いいえ

問10. あなたの施設で、分煙以外のたばこ対策を進める例がありましたら、ご紹介下さい。



ご協力ありがとうございました。

問2. 現在の分煙対策

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.敷地内完全禁煙	26	2				28
2.施設内完全禁煙	103	10	1	59		173
3.分煙A	76	4	1	20	1	102
4.分煙B	7			9		16
5.分煙C	25	2	1	44	4	76
6.分煙D	137	9	7	43	31	227
7.自由に吸える	10			11	35	56
8.その他	48			10	6	64
無回答	1				1	2
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.敷地内完全禁煙	6.0%	7.4%				3.8%
2.施設内完全禁煙	23.8%	37.0%	10.0%	30.1%		23.3%
3.分煙A	17.6%	14.8%	10.0%	10.2%	1.3%	13.7%
4.分煙B	1.6%			4.6%		2.2%
5.分煙C	5.8%	7.4%	10.0%	22.4%	5.1%	10.2%
6.分煙D	31.6%	33.3%	70.0%	21.9%	39.7%	30.5%
7.自由に吸える	2.3%			5.6%	44.9%	7.5%
8.その他	11.1%			5.1%	7.7%	8.6%
無回答	0.2%				1.3%	0.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 分煙の定義

分煙A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする

分煙B : 喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする

分煙C : 喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する

分煙D : 喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

・環境たばこ煙 : 空気中に拡散したたばこの煙

問2. 現在の分煙対策

－ 学校（内訳） －

<回答数>

	1.学校	学校の内訳（複数回答あり）				
		ア 小学校	イ 中学校	ウ 高等学校	エ 大学	オ 養護学校・他
1.敷地内完全禁煙	26	16	7	3		
2.施設内完全禁煙	103	80	21	6	2	2
3.分煙A	76	40	26	12		1
4.分煙B	7	4		3		
5.分煙C	25	12	6	6	1	1
6.分煙D	137	54	55	28	3	6
7.自由に吸える	10	4	4	3		
8.その他	48	28	17	5	1	1
無回答	1	1				
総計	433	239	136	66	7	11

<回答割合(%)>

	1.学校	学校の内訳（複数回答あり）				
		ア 小学校	イ 中学校	ウ 高等学校	エ 大学	オ 養護学校・他
1.敷地内完全禁煙	6.0%	6.7%	5.1%	4.5%		
2.施設内完全禁煙	23.8%	33.5%	15.4%	9.1%	28.6%	18.2%
3.分煙A	17.6%	16.7%	19.1%	18.2%		9.1%
4.分煙B	1.6%	1.7%		4.5%		
5.分煙C	5.8%	5.0%	4.4%	9.1%	14.3%	9.1%
6.分煙D	31.6%	22.6%	40.4%	42.4%	42.9%	54.5%
7.自由に吸える	2.3%	1.7%	2.9%	4.5%		
8.その他	11.1%	11.7%	12.5%	7.6%	14.3%	9.1%
無回答	0.2%	0.4%				
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

- * 複数回答の内容 小学校・中学校の併設 26（2つ選択）
 中学校・高校の併設 1（2つ選択）

* 分煙の定義

分煙A：喫煙場所を完全に分割された空間とする

分煙B：喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする

分煙C：喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する

分煙D：喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器：環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

・環境たばこ煙：空気中に拡散したたばこの煙

問2. 現在の分煙対策

－専門学校(内訳)－

<回答数>

	2専門学校	専門学校の内訳 (複数回答あり)		
		ア 看護・福祉	イ ビジネス	ウ その他
1.敷地内完全禁煙	2	2		
2.施設内完全禁煙	10	5	3	5
3.分煙A	4		1	3
4.分煙B				
5.分煙C	2			2
6.分煙D	9	3		6
7.自由に吸える				
8.その他				
無回答				
総計	27	10	4	16

<回答割合(%)>

	2専門学校	専門学校の内訳 (複数回答あり)		
		ア 看護・福祉	イ ビジネス	ウ その他
1.敷地内完全禁煙	7.4%	20.0%		
2.施設内完全禁煙	37.0%	50.0%	75.0%	31.3%
3.分煙A	14.8%		25.0%	18.8%
4.分煙B				
5.分煙C	7.4%			12.5%
6.分煙D	33.3%	30.0%		37.5%
7.自由に吸える				
8.その他				
無回答				
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 複数回答の内容

- ビジネス・その他の併設 1 (2つ選択)
- 看護福祉・ビジネス・その他の併設 1 (3つ選択)

* 分煙の定義

- 分煙A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする
- 分煙B : 喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする
- 分煙C : 喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する
- 分煙D : 喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

・環境たばこ煙 : 空気中に拡散したたばこの煙

問2. 現在の分煙対策

－官公庁(内訳)－

<回答数>

	4.官公庁	官公庁の内訳		
		ア 国	イ 県	ウ 市町村
1.敷地内完全禁煙				
2.施設内完全禁煙	59	7	27	25
3.分煙A	20	8	9	3
4.分煙B	9	6	3	
5.分煙C	44	35	7	3
6.分煙D	43	9	29	5
7.自由に吸える	11	1	5	6
8.その他	10	3	4	3
無回答				
総計	196	69	84	45

<回答割合(%)>

	4.官公庁	官公庁の内訳		
		ア 国	イ 県	ウ 市町村
1.敷地内完全禁煙				
2.施設内完全禁煙	30.1%	10.1%	32.1%	55.6%
3.分煙A	10.2%	11.6%	10.7%	6.7%
4.分煙B	4.6%	8.7%	3.6%	
5.分煙C	22.4%	50.7%	8.3%	6.7%
6.分煙D	21.9%	13.0%	34.5%	11.1%
7.自由に吸える	5.6%	1.4%	6.0%	13.3%
8.その他	5.1%	4.3%	4.8%	6.7%
無回答				
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 分煙の定義

分煙A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする

分煙B : 喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする

分煙C : 喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する

分煙D : 喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

・環境たばこ煙 : 空気中に拡散したたばこの煙

問2. 現在の分煙対策

－その他の施設(内訳)－

<回答数>

	5.その他	その他の内訳(複数回答あり)	
		ア ホテル	イ 飲食店
1.敷地内完全禁煙			
2.施設内完全禁煙			
3.分煙A	1	1	
4.分煙B			
5.分煙C	4	3	2
6.分煙D	31	24	7
7.自由に吸える	35	22	17
8.その他	6	3	3
無回答	1		1
総計	78	53	30

<回答割合(%)>

	5.その他	その他の内訳(複数回答あり)	
		ア ホテル	イ 飲食店
1.敷地内完全禁煙			
2.施設内完全禁煙			
3.分煙A	1.3%	1.9%	
4.分煙B			
5.分煙C	5.1%	5.7%	6.7%
6.分煙D	39.7%	45.3%	23.3%
7.自由に吸える	44.9%	41.5%	56.7%
8.その他	7.7%	5.7%	10.0%
無回答	1.3%		3.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%

* 複数回答の内容 ホテル・飲食店の併設 5 (2つ選択)

* 分煙の定義

分煙A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする

分煙B : 喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする

分煙C : 喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する

分煙D : 喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

問3. 施設で用いられている分煙機器

<回答数>

分煙対策	分煙機器	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
4.分煙B	1.排出機器	3			2		5
	2.空気清浄機	4			5		9
	3.その他				1		1
	無回答				1		1
4.分煙B 計		7			9		16
5.分煙C	1.排出機器	13	1	1	5	2	22
	2.空気清浄機	9	1		33	1	44
	3.その他	1			5		6
	無回答	2			1	1	4
5.分煙C 計		25	2	1	44	4	76
計	1.排出機器	16	1	1	7	2	27
	2.空気清浄機	13	1		38	1	53
	3.その他	1			6		7
	無回答	2			2	1	5
総計		32	2	1	53	4	92

<回答割合(%)>

分煙対策	分煙機器	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
4.分煙B	1.排出機器	42.9%			22.2%		31.3%
	2.空気清浄機	57.1%			55.6%		56.3%
	3.その他				11.1%		6.3%
	無回答				11.1%		6.3%
4.分煙B 計		100.0%			100.0%		100.0%
5.分煙C	1.排出機器	52.0%	50.0%	100.0%	11.4%	50.0%	28.9%
	2.空気清浄機	36.0%	50.0%		75.0%	25.0%	57.9%
	3.その他	4.0%			11.4%		7.9%
	無回答	8.0%			2.3%	25.0%	5.3%
5.分煙C 計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
計	1.排出機器	50.0%	50.0%	100.0%	13.2%	50.0%	29.3%
	2.空気清浄機	40.6%	50.0%		71.7%	25.0%	57.6%
	3.その他	3.1%			11.3%		7.6%
	無回答	6.3%			3.8%	25.0%	5.4%
総計		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* その他の分煙機器

トルネックス分煙器
 屋根付きでない収(集)煙器
 換気扇併用
 喫煙テーブル
 禁煙レスウム
 集煙機
 扇風機
 分煙カウンター

問4. 分煙対策の表示

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.表示している	23	6	7	56	22	114
2.表示していない	397	20	3	124	46	590
無回答	13	1		16	10	40
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.表示している	5.3%	22.2%	70.0%	28.6%	28.2%	15.3%
2.表示していない	91.7%	74.1%	30.0%	63.3%	59.0%	79.3%
無回答	3.0%	3.7%	0.0%	8.2%	12.8%	5.4%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 主な表示場所

1. 学 校 → 職員室、体育館、玄関
2. 専門学校 → ロビー、玄関、トイレ
3. 百貨店 → 出入り口、エレベーター、トイレ
4. 官公庁 → 玄関、ロビー、トイレなど
5. その他 → テーブル、レストラン、ロビー

問5. 分煙対策を進めていく上で、困難になっていること

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.分煙の方法が分からない	8	2	1	3	7	21
2.喫煙者が多い	17	5	1	24	32	79
3.費用やスペースがない	142	6	3	75	32	258
4.職員の協力が得られない	5	1	1	10	3	20
5.分煙対策のアドバイザーがいらない	25	4		14	7	50
6.その他	162	6	2	40	13	223
調査対象数	433	27	10	196	78	744

* 複数回答

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.分煙の方法が分からない	1.9%	7.7%	10.0%	1.5%	9.1%	2.8%
2.喫煙者が多い	3.9%	19.2%	10.0%	12.4%	41.6%	10.7%
3.費用やスペースがない	32.7%	23.1%	30.0%	38.7%	41.6%	34.8%
4.職員の協力が得られない	1.2%	3.8%	10.0%	5.2%	3.9%	2.7%
5.分煙対策のアドバイザーがいらない	5.8%	15.4%		6.7%	9.1%	6.6%
6.その他	37.4%	23.1%	20.0%	20.6%	16.9%	30.1%
調査対象数	433	27	10	196	78	744

* 複数回答

問6. 施設におけるたばこの販売(自動販売機等)

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	3	1	10	45	61	120
2.いいえ	424	25		149	17	615
無回答	6	1		2		9
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	0.7%	3.7%	100.0%	23.0%	78.2%	16.1%
2.いいえ	97.9%	92.6%	0.0%	76.0%	21.8%	82.7%
無回答	1.4%	3.7%	0.0%	1.0%	0.0%	1.2%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問7. 健康増進法で、施設の管理者は受動喫煙防止のために必要な措置を講じなければならないことを知っていますか。

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	369	20	7	167	38	601
2.いいえ	51	5	3	27	40	126
無回答	13	2		2		17
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	85.2%	74.1%	70.0%	85.2%	48.7%	80.8%
2.いいえ	11.8%	18.5%	30.0%	13.8%	51.3%	16.9%
無回答	3.0%	7.4%	0.0%	1.0%	0.0%	2.3%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問9. たばこに関する検討委員会又は分煙について検討していますか。

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	76	15	6	63	25	185
2.いいえ	347	9	4	129	50	539
無回答	10	3		4	3	20
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.はい	17.6%	55.6%	60.0%	32.1%	32.1%	24.9%
2.いいえ	80.1%	33.3%	40.0%	65.8%	64.1%	72.4%
無回答	2.3%	11.1%	0.0%	2.0%	3.8%	2.7%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

問8. 今後の分煙対策の予定

<回答数>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.敷地内完全禁煙	88	5		7		100
2.施設内完全禁煙	118	7	3	63	5	196
3.分煙A	55	4	2	35	7	103
4.分煙B	19	1	1	10	3	34
5.分煙C	27		1	12	7	47
6.分煙D	52	4		20	18	94
7.自由に吸える	3				5	8
8.対策の予定なし	35	3	1	24	25	88
9.その他	25		1	15	5	46
無回答	11	3	1	10	3	28
総計	433	27	10	196	78	744

<回答割合(%)>

	1.学校	2.専門学校	3.百貨店	4.官公庁	5.その他	総計
1.敷地内完全禁煙	20.3%	18.5%	0.0%	3.6%	0.0%	13.4%
2.施設内完全禁煙	27.3%	25.9%	30.0%	32.1%	6.4%	26.3%
3.分煙A	12.7%	14.8%	20.0%	17.9%	9.0%	13.8%
4.分煙B	4.4%	3.7%	10.0%	5.1%	3.8%	4.6%
5.分煙C	6.2%	0.0%	10.0%	6.1%	9.0%	6.3%
6.分煙D	12.0%	14.8%	0.0%	10.2%	23.1%	12.6%
7.自由に吸える	0.7%	0.0%	0.0%	0.0%	6.4%	1.1%
8.対策の予定なし	8.1%	11.1%	10.0%	12.2%	32.1%	11.8%
9.その他	5.8%	0.0%	10.0%	7.7%	6.4%	6.2%
無回答	2.5%	11.1%	10.0%	5.1%	3.8%	3.8%
総計	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

* 分煙の定義

分煙A : 喫煙場所を完全に分割された空間とする

分煙B : 喫煙場所を設置し、分煙機器により環境たばこ煙が完全に流れ出ないようにする

分煙C : 喫煙場所を設置し、分煙機器を用いて環境たばこ煙を軽減する

分煙D : 喫煙場所を設置するが、分煙機器は使用しない

・分煙機器 : 環境たばこ煙を屋外に排出する機器、空気清浄機、喫煙場所を他の区域と分割するための機器等やその複合体

・環境たばこ煙 : 空気中に拡散したたばこの煙